

2024 年 9 月 30 日

お客さま各位

株式会社 千葉興業銀行

住宅ローン変動金利の基準金利見直しについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび千葉興業銀行では、短期プライムレートの引き上げ金融政策の変化・直近の金融市場動向を踏まえ、2024 年 10 月 1 日（火）より住宅ローン変動金利の基準金利を年 0.15% 引き上げることと致しました。

記

【新利率】

（年率）

改定後	改定前	改定幅
2.625%	2.475%	+0.150%

【対象商品】

固定・変動金利選択型住宅ローン（※）の金利タイプのうち変動金利商品

※コスモスホームローンなど

【金利変更の仕組み】

金利の見直しは年に 2 回行われます。（金利見直し基準日：4 月 1 日および 10 月 1 日）

【新利率の適用開始日】

○2024 年 10 月 1 日以降に住宅ローン新規借入れの場合

基準金利見直し後のお借入れ月の店頭表示金利が適用されます。

○2024 年 9 月 30 日以前に住宅ローンを借り入れの場合

変動金利にて住宅ローンをご利用中のお客様の金利が変更となります。

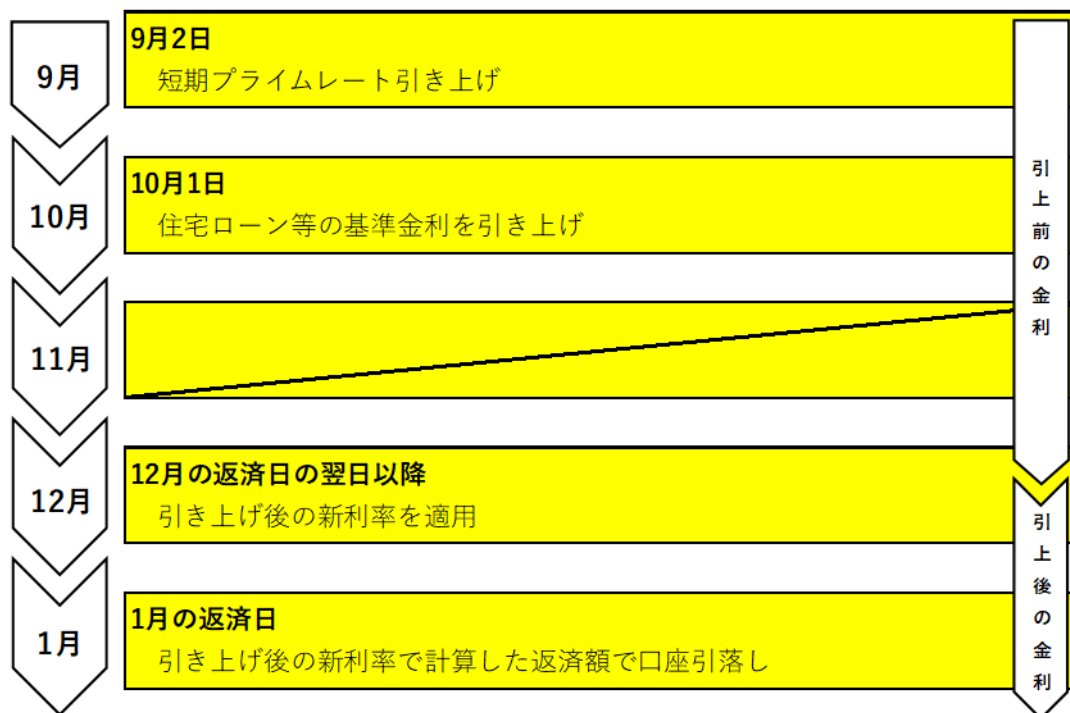
【ご返済予定表の送付】

金利引き上げ後のご返済額につきましては、12月中旬以降順次送付となります。

金利の種類	金利見直しの基準日	新利率の適用開始日(※)	(新利率) 「ご返済予定表」の発行 時期
変動金利 (年2回型)	2024年10月1日	2024年12月のご返済の翌日 (2025年1月ご返済分より反映)	12月中旬以降順次

※半年ごとボーナス返済をご利用の場合、2024年10月1日以降、最初に到来するボーナス返済日の翌日

【スケジュール】 ※半年ごとのボーナス返済を併用しない場合



【5年ルール・125%ルール】

変動金利にてお借入れの場合には、以下のルールがあります。

<5年ルール>

返済額は5年ごと（※1）に見直しします。金利が変更になっても、次回の見直しまで返済額は変わりません。（金利が変更となった場合、元金と利息の内訳が変わります。）

（※1）10月1日を経過するごとに1年が経過したものとみなします。

<125%ルール>

返済額は5年ごとに見直ししますが、金利上昇により返済額が大きく異なる場合でも、新返済額は前回までの返済額の125%を超えません。

5年ルール・125%ルール イメージ図

